

資本・人的関係にある会社等の同一入札参加制限の運用基準

1. 趣旨

この運用基準は土浦市における建設工事及び建設コンサルタント業務等委託（以下「建設工事等」という。）の一般競争入札共通公告14入札の無効に規定している資本・人的関係にある会社の入札参加制限規定の運用基準を定めたものです。

2. 適用

土浦市が公告する一般競争入札のうち、一般競争入札共通公告の適用がある建設工事等に適用します。また、個別の公告において一般競争入札共通公告と同様の規定がある一般競争入札にも適用します。

3. 資本関係・人的関係の運用基準

開札日において次の関係にある会社の入札参加を制限します。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する場合

- ① 子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ）と親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ）の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社の関係にある場合

(2) 人的関係

- ① 一方の会社の役員（株式会社の取締役、執行役及び持分会社の社員をいい、法令定款等の定めにより業務を執行する権限のない役員を除く。以下同じ。）が他方の会社の役員を兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が他方の会社の管財人（民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項に規定する管財人をいう。）を現に兼ねている場合

(3) その他前2号と同視しうる関係

共同企業体とその構成員が同一の入札に参加している場合

4. 基準該当の確認方法

- (1) 3の運用基準に該当する会社（以下「関係会社」という。）かどうかを確認するために、落札候補者となった事業者は、別紙「資本関係又は人的関係確認書」の提出を求め審査するものとします。
- (2) 審査の結果、関係会社が入札に参加したことが判明した場合は当該落札候補者と関係会社の入札を無効とし、次順位の業者を落札候補者とします。
- (3) 審査の過程において、疑義が生じた場合、追加の資料等を求めることができるも

のとします。

(4) 入札参加申請後に辞退届を提出し、入札時には関係会社の入札がなかった場合は基準に該当しないものとします。

5. 確認書への虚偽記載

確認書への虚偽記載により、落札決定以降に関係会社との同一入札が判明した場合は、次の通り対応します。

(1) 落札決定から契約締結前までに虚偽の記載が判明した場合は、入札手続きを無効とし、落札決定を取り消します。

(2) 契約締結後に虚偽の記載が判明した場合、定めのない事項についての協議の規定により、契約解除等の協議を行います。

また、建設工事等の着手後に虚偽記載が判明した場合は、契約相手方の入札時の不正の有無や進捗状況などを考慮し契約を継続するか解除するかを適切に判断するものとします。

6. その他

確認書への虚偽記載が判明した場合は、土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱に基づき指名停止を行う場合があります。

7. 施行日

この運用基準は令和5年5月1日以降の入札案件に適用します。

資本関係又は人的関係確認書

令和 年 月 日

土浦市長 宛て

(落札候補者)

所在地

商号又は名称

代表者

提出日現在、当社と他の土浦市における競争入札参加資格者との間における資本関係又は人的関係は次のとおりであることに相違ありません。

- 1 資本関係又は人的関係の有無 あり ・ なし

(いずれかに○をしてください。)

- 2 資本関係に関する事項

- (1) 会社法第2条第3号に規定する親会社

会社名	所在地	備考

- (2) 会社法第2条第4号に規定する子会社

会社名	所在地	備考

- (3) (1)の親会社の他の子会社(自社を除く)

会社名	所在地	備考

- 3 人的関係に関する事項

役員兼任状況

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
氏名	役職	会社名	役職

注1 土浦市の競争入札参加資格者に関係会社がある場合記入してください。
(入札への参加の有無は問いません)

注2 落札候補者から見た関係を記入してください。